

写

監 内 第 25 号

令和 7 年 8 月 12 日

伊東市長 田久保 眞紀 様

伊東市監査委員 鈴木 将 敬

伊東市監査委員 長 沢 正

令和 6 年度財政健全化審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和 7 年 7 月 24 日から令和 7 年 8 月 12 日まで

3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)令和5年度
ア 実質赤字比率	—	12.66	20.00	—
イ 連結実質赤字比率	—	17.66	30.00	—
ウ 実質公債費比率	6.5	25.0	35.0	5.9
エ 将来負担比率	—	350.0		—

※ 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は、「—」と記載した。

※ 将来負担額よりも充当可能財源等が上回っている場合は、「—」と記載した。

(1) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和 6 年度の実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないため、算定されていない。

イ 連結実質赤字比率について

令和 6 年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないため、算定されていない。

ウ 実質公債費比率について

令和 6 年度の実質公債費比率は 6.5%で、前年度と比較すると 0.6 ポイント増となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回り健全な状態であると言える。

エ 将来負担比率について

令和 6 年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源等が上回っているため、算定されない。

今後も、施設の老朽化対策など一般会計等における地方債残高の増加が見込まれるため、現在の負担と将来の負担のバランスを考慮し、基金の計画的な積立てや自主財源の確保を検討するなど、健全な財政運営に努められたい。

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。

以 上